

## 情 報

### <タイ王国による日本産酒類の輸入規制の解除について>

日本産酒類をタイ王国へ輸出する際に求められていた産地証明書、放射性物質の検査証明書等の添付が、平成 26 年 11 月 15 日以降、不要となりました。

これまで求められていた産地証明書等は、福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成 23 年 4 月 11 日より酒類を含む日本産食品等の輸入に対して、措置されていたものです。この度、産地証明書、放射性物質の検査証明書等の添付が必要な食品から酒類を除外する規制解除の手続きが、タイ国内において完了しました。

#### (参考 1)

規制緩和の概要については、在タイ日本国大使館 HP の情報をご参照ください。

〔 在タイ日本国大使館 HP 「日本産食品の食品輸入規制の緩和について」  
<http://www.th.emb-japan.go.jp/jp/jis/2014/1420.htm> 〕

#### (参考 2)

主要国・地域における日本産酒類の輸入規制の状況等（平成 26 年 11 月現在）については、別紙をご覧ください。

#### (参考 3)

これまで日本政府は、各国税局及び独立行政法人酒類総合研究所が実施した放射能分析結果などの酒類の安全性に係る客観的・科学的データを提供するなど、規制の緩和に向けた働きかけを行ってきました。